

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	三四
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	三四
○計量器の定期検査を実施する件	三四
○耕地整理組合の臨時代理者として指定した件	三四
○道路の区域を変更する件	三四
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	三四
○土砂災害警戒区域の指定を解除する件	三四
○土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件	三四
○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	三四
○随意契約の相手方を決定した件	三四
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	三四
○福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件	三四

告 示

福島県告示第五百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年七月二十九日から同年八月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

- 福島県知事 内堀 雅 雄
- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル希望ヶ丘店 福島県郡山市大槻町字菅田五
 - 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
 - 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年七月二十九日から同年八月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル希望ヶ丘店 福島県郡山市大槻町字菅田五
 - 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
以下の事項について留意されるようお願いいたします。
1 駐車場需要の充足等交通に係る事項（駐車場の位置及び構造等）
出入口四の位置について、搬入口と食い違いになること及び幅員減少部に変更となることは望ましくない。
 - 防犯対策への協力
事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。
 - 街並みづくり等への配慮
敷地内における全ての屋外広告物の表示面積合計が十五平方メートルを超える場合は、屋外広告物許可申請が必要になります。（他法令で義務付けがあるものは除外）
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四

右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午後三時まで 九月二日から一〇月七日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前十一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定所
----------	------------------------	--	----------

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域 須賀川市、岩瀬郡鏡石町及び同郡天栄村	対象となる特定計量器 非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日 十一月一日から十二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
----------------------------	------------------------------	--

（計量検定所）

福島県告示第五百三十五号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第七十三条第四項の規定により、蜷沢耕地整理組合の臨時代理者として令和四年七月二十二日次の者を指定した。
令和四年七月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

臨時代理者の氏名及び住所

泉田 重章 福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字内匠町六番地二

（農村計画課）

福島県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年七月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の 変更後	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道福島保原線	伊達市保原町上保原字正地内三一番二地先から市保原町上保原字正地内三番一―地先まで	変更前 変更後	一〇・九ㄱ 一四・三	一四八・九 一四八・九

（道路計画課）

福島県告示第五百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
令和四年七月二十九日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲 次の図のとおり
熊ノ道2	いわき市勿来町窪田菅田	土石流	
熊ノ道3	市勿来町窪田菅田	土石流	
窪田熊ノ道 沢2	市勿来町窪田菅田	土石流	
御前崎	市三沢町湯ノ作	土石流	
道中子沢	市沼部町道中子	土石流	
豊間1号	市平豊間字塩屋町	急傾斜地の崩壊	
兎渡路1号	市平豊間字兎渡路	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	滝尻	志津	山ノ根2号	東作1号	林崎2号	寺前	薬師前	宮田1号	中之作2号	宮ノ作	大平2	大苗代1号	呉坪3号	大志田	大作
区	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
域	市大久町大久字滝尻	市四倉町字志津	市常磐岩ヶ岡町山ノ根	市常磐下船尾町東作	市山田町林崎	市仁井田町寺前	市小名浜南富岡字薬師前	市永崎字宮田	市中之作字長田	市渡辺町泉田字二タ又	市小名浜上神白字大平	市平絹谷字大苗代	市平絹谷字呉坪	市平下高久字大志田	市平豊間字大作
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃															

志津	山ノ根2号	東作1号	林崎2号	寺前	薬師前	宮田1号	中之作2号	宮ノ作	大平2	大苗代1号	呉坪3号	大志田	大作	兔渡路1号	豊間1号	道中子沢	窪田熊ノ道沢2	熊ノ道2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市四倉町字志津	市常磐岩ヶ岡町山ノ根	市常磐下船尾町東作	市山田町林崎	市仁井田町寺前	市小名浜南富岡字薬師前	市永崎字宮田	市中之作字長田	市渡辺町泉田字二タ又	市小名浜上神白字大平	市平絹谷字大苗代	市平絹谷字呉坪	市平下高久字大志田	市平豊間字大作	市平豊間字兔渡路	市平豊間字塩屋町	市沼部町道中子	市勿来町窪田菅田	いわき市勿来町窪田菅田
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流

次の図のとおり

滝尻 同 市大久町大久字滝尻 急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂防課)

福島県告示第五百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和四年七月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
中之作2号	いわき市中之作字長田	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺前	市仁井田町寺前	急傾斜地の崩壊	
林崎2号	市山田町林崎	急傾斜地の崩壊	
東作1号	市常磐下船尾町東作	急傾斜地の崩壊	
山ノ根2号	市常磐岩ヶ岡町山ノ根	急傾斜地の崩壊	
志津	市四倉町字志津	急傾斜地の崩壊	

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂防課)

福島県告示第五百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和四年七月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
中之作2号	いわき市中之作字長田	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺前	市仁井田町寺前	急傾斜地の崩壊	
林崎2号	市山田町林崎	急傾斜地の崩壊	
東作1号	市常磐下船尾町東作	急傾斜地の崩壊	
山ノ根2号	市常磐岩ヶ岡町山ノ根	急傾斜地の崩壊	
志津	市四倉町字志津	急傾斜地の崩壊	

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(砂防課)

福島県告示第五百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和四年七月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 伊達市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画下水道事業（伊達市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和六十三年九月二十七日
- 四 事業施行期間（変更前） 昭和六十三年九月二十七日から令和四年三月三十一日まで
（変更後） 昭和六十三年九月二十七日から令和九年三月三十一日まで
（変更なし） まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件（令和二年四月七日福島県告示第二百七十二号）にて改正後の事業地に伊達市

公
告

堀切端の全部の区域並びに伊達市堂ノ内及び一本木の各一部の区域を加える。
同事業地のうち伊達市鶴田及び中道並びに同市保原町大泉字道城場の各一部の区域を変更する。

(下水道課)

公告第169号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける自治体情報セキュリティクラウド運用業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年7月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
自治体情報セキュリティクラウド運用業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
S B テクノロジー株式会社 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
- 随意契約に係る契約金額
447,341,327円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(デジタル変革課)

公告第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、本宮市から二本松本宮都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和四年七月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、本宮市から二本松本宮都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和四年七月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

雑 報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があったので、次のとおり登載する。
令和四年七月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二條第三項の規定により、令和三年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。
令和四年七月二十九日

福島県市町村職員共済組合
理事長 木 幡 浩

福島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び同法施行規程第67条の2の規定並びに福島県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、令和3年度決算の要旨を公告する。

令和4年6月24日

福島県市町村職員共済組合
理事長 木 幡 浩

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
資 産											
流動資産	4,130,287	255			59,501	942,459	811,518	712,495	348,808	982,082	138,096
固定資産					2,808,000	5,438,840	126		1,928,464	27,121,998	3,433,903
繰延資産									1,083		
資 産 合 計	4,130,287	255	0	0	2,867,501	6,381,299	811,644	712,495	2,278,355	28,104,080	3,571,999
負 債											
流動負債	17,731	255					1,020	4,154	52,807	26,076,960	
固定負債	1,055,080				2,867,501	6,381,299	210,291	31,687	351,692	31,215	2,845,549
負 債 合 計	1,072,811	255	0	0	2,867,501	6,381,299	211,311	35,841	404,499	26,108,175	2,845,549
資 本											
資本剰余金									1,015,038		
積立金											
利益剰余金	3,057,476						600,333	676,654	858,817	1,995,905	726,450
資 本 合 計	3,057,476	0	0	0	0	0	600,333	676,654	1,873,856	1,995,905	726,450
負債・資本合計	4,130,287	255	0	0	2,867,501	6,381,299	811,644	712,495	2,278,355	28,104,080	3,571,999

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
収 入											
負担金	7,056,018	19,157,159	1,005,574	132,486			273,430	217,325			
掛金	7,147,732	12,229,084	1,005,562					211,695			
施設収入・商品売上									196,472		
利息及び配当金	189				27,378	1,144	81	49	3	266,722	
その他の収入	928,448						109,355	41,316	45,747	16,044	43,686
他経理からの繰入金							51,336		190,000		
前年度繰越支払準備金	970,826										
計	16,103,213	31,386,243	2,011,136	132,486	27,378	1,144	434,202	470,385	432,222	282,766	43,686
支 出											
給付	7,007,543										
役職員給与							164,065	22,254		17,400	12,177
旅費・事務費							21,556	1,958	2,878	2,026	1,126
商品仕入									273		
飲食材料費									39,882		
委託費							1,756	7,482	11,014	121	
支払利息					27,378	1,144				156,215	27,377
連合会払込金	177,671										
負担金払込金		19,157,159	1,005,574	132,486							
掛金払込金		12,229,084	1,005,562								
事務費負担金払込金							121,446				
連合会拠出金	665,399										
老人保健拠出金											
退職者給付拠出金	92										
他経理への繰入金	51,336							190,000			
その他の支出	6,911,894						74,962	322,489	421,941	15,859	14,036
次年度繰越支払準備金	1,055,080										
計	15,869,015	31,386,243	2,011,136	132,486	27,378	1,144	383,785	544,183	475,988	191,621	54,716
差引当期利益金又は当期損失金(△)	234,198	0	0	0	0	0	50,417	△ 73,798	△ 43,766	91,145	△ 11,030